

1 沖縄県こどもの権利条例（仮称）の骨子（案）

2 1 目的

3 この条例は、こども基本法の理念にのっとり、すべてのこどもが権利の主体として尊重されることに関し基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、こどもの権利を擁護することに関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もってこどもの最善の利益を実現することを目的とする。

4 2 定義

5 必要な条文の規定にあたり、定義が必要なもの（こども、こども施策、保護者、
6 学校関係者等）について定める。

7 3 基本理念

- 8 (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 9 (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることとその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 10 (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 11 (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 12 (5) 全てのこどもが、生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って、健やかに成長し、現在から将来にわたって幸せに生活を送ることができる社会の形成を、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していくこと。

13 4 責務

14 (1)県の責務

- 15 ① 県は、基本理念にのっとり、こども施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 16 ② 県は、こども施策を実施するに当たっては、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こどもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担

1 を踏まえるとともに、連携し、および協力するものとする。

2 (2) 保護者の責務

3 保護者は、基本理念にのっとり、こどもが心身ともに健やかに安心して成長す
4 ることができるよう、こどもを育まなければならない。

5 (3) 学校関係者等の責務

6 学校関係者等は、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとと
7 もに、基本理念にのっとり、こどもへの支援を行うものとする。

8 (4) 事業者の責務

9 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保
10 への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活
11 の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくり
12 に関する取組を行うよう努めなければならない。

13 (5) 県民の責務

14 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう
15 努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくり
16 に関する取組を行うよう努めなければならない。

17 5 県の施策の基本となる事項

18 (1) 市町村への協力及び支援

19 県は、こども施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が
20 行うこども施策に協力するものとする。

21 (2) 保護者に対する支援

22 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は
23 解消をするため、必要な措置を講ずるものとする。

24 (3) 子どもの意見表明・社会参画

25 ① 県は、こどもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場
26 や機会をつくり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組まなければならない。

27 ② 県は、様々な状況にあって声を聽かれにくいこどもへの配慮を行いつつ、表
28 明された意見を尊重しなければならない。

29 ③ 県は、子どもの社会参画機会を確保しながら、子どもの意見を県の幅広い施
30 策に反映させる取組を推進するものとする。

31 ④ 県は、こどもが、自らの意見や気持ちを表明しても良いことを理解できるよ
32 う、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会を創出する
33 ものとする。また、広く社会に対しても子どもの意見を表明する権利について
34 周知啓発を図るものとする。

35 ⑤ 県は、①～④に定めるもののほか、こどもが意見を言いやすい環境をつくる
36 ものとする。

ため、必要な施策を講ずるものとする。

(4) 相談体制の充実・相談機関の周知等

- ① 県は、何人もこどもに関する各般の問題についての相談をすることができる窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。
- ② 県は、①の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 県は、こどもに関する相談に応じる機関及びこども施策について、こども、保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。
- ④ 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）

- ① 沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）の設置
 - ア 県は、「沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）」を設置し、当該委員会は、知事の諮問に応じてこどもの権利侵害に関する事項を調査審議する。
 - イ 委員会の委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有する者等で5人以内で組織する。
 - ウ このほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。
- ② こどもの権利侵害の救済
 - ア 何人も、知事に対し、こどもの権利の侵害に係る事項について、救済を申し立てることができる。
 - イ 知事は、アの申立てに係る事項について、委員会に速やかに調査等を求めるものとする。
 - ウ 委員会は、イの規定により調査等の求めがあった場合には、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則に定める場合を除き、その事案について調査等を行う。
 - エ 委員会は、ウに定めるもののほか、こどもが現に権利の侵害を受けており、その救済のため緊急の必要性があると認めるときは、当該権利の侵害の事実について調査等を行うことができる。
 - オ 委員会は、調査等を行わない場合は、その旨を理由を付して、知事に速やかに報告しなければならない。
 - カ 委員会は、必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、学校関係者等その他関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
 - キ 委員会は、調査等の結果について、知事に速やかに報告するものとする。

1 ク 委員会は、ウ及びエの規定により権利侵害に関する事案について調査の結
2 果に基づき、必要があると認めた時は、知事に対し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- 3 (ア) 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること
4 (イ) 県の機関以外の関係者に対し (ア) の措置を講ずるよう要望その他の
5 行為を行うこと
6